

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	19	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>医療法第30条の4第1項に規定する医療計画に定められた同条第2項第2号に掲げる医療連携体制に従って周産期医療を提供する同法第1条の2第2項に規定する医療提供施設（病院・診療所・助産所）の開設者が取得する周産期医療を提供するための施設であって、分娩室、陣痛室、授乳室その他の助産に必要な施設の用に供する不動産</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>都道府県が策定する医療計画に定められた周産期医療の連携体制を担う医療提供施設の開設者が、周産期医療を提供するための施設（分娩室、陣痛室、新生児室等）を取得した場合、不動産取得税について、当該不動産価格の6分の1に相当する額を課税標準から控除する課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法 附則第11条第29項</p> <p>地方自治法施行令 附則第7条第12項</p> <p>地方自治法施行規則 附則第3条の2の13</p>		
減収見込額	[初年度]	(▲61)	[平年度] (▲61)
	[改正増減収額]	—	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>産科を取り巻く厳しい状況を踏まえ、周産期医療の確保を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを行うために、周産期医療を行う医療機関の整備を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>高齢化の進展による生活習慣病の増加や地域医療の確保における課題に対応するため、都道府県は、医療法に基づき、がん、脳卒中等の疾病ごと、救急医療等の事業ごと及び在宅医療ごとに、それぞれ連携体制を構築するための具体的な方策を医療計画に定めることとされており、周産期医療についても具体的な方策を定め、連携体制の構築を進めているところである。</p> <p>周産期医療については、分娩施設が減少傾向にあり、また低出生体重児の増加によって新生児集中治療室（NICU）の増床が急務であることから、平成20年以降、周産期医療を行う医療機関が周産期医療の用に供する不動産について不動産取得税の特例措置を設け、施設の設置や増改築の促進を図ってきたところである。</p> <p>本特例措置については、平成22～25年度の累計の適用実績が98件となっており、一定の成果を上げてきたと考えられるが、分娩施設の減少に歯止めがかかるまでには至っていない（医療施設調査によると、分娩施設の数 は平成20年2,567施設から平成23年2,378施設に減少）。また、NICU病床数については、平成26年現在、全国平均で出生1万人当たり29.0床となっており、全国的に見れば、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月閣議決定）における出生1万人当たり25～30床の目標は達成されたものの、平成26年の厚生労働省の調査によると、目標を達成できていない都道府県が12県にも上っている（最小病床数は茨城県の14.8床）。このため、「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）において、出生1万人当たりのNICU病床数を平成31年度までに全都道府県で25～30床とする目標を新たに設定したところである。</p> <p>このように、我が国において地域の周産期医療の確保が重要課題になっており、分娩施設が減少し、NICUの増床が急務である地域もある中で、周産期医療を行う施設の設置や増改築を引き続き促進していく必要があるため、本特例措置の延長が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	政策の達成目標	周産期医療の確保を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年
	同上の期間中の達成目標	全都道府県において、出生1万人当たりのNICU病床数25~30床の目標を達成する。
	政策目標の達成状況	平成26年時点において、全国平均では出生1万人当たりのNICU病床数が29.0床となっているが、目標を達成できていない都道府県が12県にも上っている（最小病床数は茨城県の14.8床） <平成26年度医政局地域医療計画課調べ>
有効性	要望の措置の適用見込み	25件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置は補助金が対象としていない有床診療所等についても、その補助対象としており、周産期医療全体の底上げを図る効果が期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○ 周産期医療施設等の施設整備に対する補助 <医療提供体制施設整備交付金（25億円）> ○ 総合母子周産期センター等の運営費に対する補助 <医療提供体制推進事業費補助金（134億円）> ○ へき地に所在する医療施設の施設整備に対する補助 <医療施設等施設整備費補助金（4億円）> ○ へき地に所在する産科医療機関の確保に対する補助 <医療施設運営費等補助金（3億円）>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	補助金では、総合母子周産期センター等の運営費、事業費等に対する補助を行っているが、本特例措置は、補助金が対象としていない有床診療所等についても、その補助の対象としている。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、補助金が対象としていない有床診療所等についても、その補助の対象としており、周産期医療全体の底上げを図るものである。また、分娩施設の減少、産科医の地域偏在等の課題がある中、周産期医療を行う施設の設置や増改築をした場合に適用される税制であり、国民の納得が得られるものである。

税負担軽減措置等の適用実績	適用件数 (件)		
	平成 22 年度	28	
	平成 23 年度	21	
	平成 24 年度	20	
	平成 25 年度	29	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額 (千円)	控除割合 (参考)	
	平成 22 年度	729,082	2分の1
	平成 23 年度	1,150,696	2分の1
	平成 24 年度	1,569,460	2分の1
	平成 25 年度	2,756,550	3分の1
税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	本特例措置については、控除割合が2分の1から3分の1に引き下げられた平成 25 年度においても前年度より適用件数が増加しているなど、引き続きニーズがあることから、有効性が認められる。		
前回要望時の達成目標	周産期医療の確保を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—		
これまでの要望経緯	平成 20 年度 創設 平成 22 年度 延長		